

## 障害者作業施設設置等助成金

申請にあたっては、以下の事項にご留意ください。

### 1 障害者作業施設設置等助成金の受給資格認定について

本助成金の支給対象事業主は「当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ、当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める事業主に限る。」としています。

支給要件を確認するために、対象障害者（特定のAさん、Bさん）が就労する上で、障害特性によりどのような課題があり、対象施設や設備の整備によって、どのように課題が解消されるのかを具体的に事業計画書、見積書、図面等に記載し説明してください。記載がない場合は、支給要件の確認ができないことから対象外になる場合がありますので、ご注意ください。

なお、対象施設や設備の整備を行った後においても、介助者が必要になる場合は、課題の解消がされたとみなされないため対象外となります。

### 2 支給要件に係る留意事項について

#### (1) 共通事項

- ・ 対象障害者が就労する上で障害特性による課題に対する配慮が、支給対象となるか確認を行います。そのため、対象障害者の業務について具体的に説明してください。

また、対象障害者の主たる業務において必要であることの確認が出来なければ対象とならないため、対象障害者の業務と対象施設等がどのように関連しているのか、使用頻度等も踏まえ具体的に説明してください。

- ・ 対象施設等の設置・整備を行うと単に作業効率が上がる場合や事業主が事業を行うために本来必要な施設・設備の設置・整備をする場合、事業拡大や事業拡充のための設備更新、事業主が講ずるべき労働者の安全への配慮に関するものと判断されるものは、作業施設等の設置又は整備を行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難とは認められませんので支給対象となりません。
- ・ 「当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ、当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難である」と認められる必要最低限を支給対象とするため、対象障害者の障害特性への配慮が確認できる施設・設備であっても支給対象とならない場合があります。
- ・ 既雇用者（雇入れから6か月以上経過された方）を対象に申請される場合は、中途障害者となった場合又は障害が重度化したことにより雇入れ時点では就労上の課題となっていなかったことが新たに課題として発生したこと、対象障害者の業務に必要な不可欠な措置であることなどについて詳細に説明してください。これらの事情がない場合は、助成金制度による作業施設等の設置又は整備を行う十分な必要性がないと判断され、支給対象となりません。

なお、中途障害者となったこと又は障害が重度化したことは、障害者

手帳（写）または都道府県知事が指定する指定医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により確認をさせていただきます。

- ・ どの部分に改造が加えられているのか、対象障害者が就労する上でのどのような課題に対する配慮なのか、関係性が分かるように明確に説明してください。対象障害者へのヒアリング内容、それに基づく配慮事項・事由について明確かつ具体的に記載してください。
- ・ 対象障害者が就労する上で生じる課題の内容が、障害特性によるものであることが障害者手帳（写）又は都道府県知事が指定する指定医（精神障害者の場合は主治医）の診断書で確認できない場合は対象となりません。

#### (2) 作業施設について

- ・ 作業施設とは、対象障害者の障害特性による課題を克服し作業を容易にするために配慮された施設（主に作業を行う場所）をいいます。対象障害者が使用する施設であっても、申請事業主の事業に本来必要な施設と判断されるものは対象となりません。
- ・ 対象障害者が就労する上での課題に対する配慮の部分が支給対象となります（施設全体は対象とはなりません。）。なお、建物の新築工事等や、建物の賃借に係る申請をする場合においても、対象障害者の障害特性による就労上の課題に対する配慮事項について明確に説明してください。

#### (3) 附帯施設について

- ・ 附帯施設とは、作業施設に附帯する施設で、対象障害者の障害特性による課題を克服し、就労することを容易にするために配慮された玄関、廊下、階段、トイレ等の施設をいい玄関から主に作業を行う場所までの動線上にある施設のみが対象となります。
- ・ 対象障害者が就業する場所（作業施設）に附帯する部分のみが附帯施設として支給対象となり、附帯していない施設（例として対象障害者が就業しているフロアとは別フロアに設置されるトイレ等）については原則として対象となりません。障害者用の施設（例として視覚障害者用の点字ブロック等）であっても、当該施設の設置又は整備を行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難とまでは認められない場合がありますので、申請される施設の必要性、及び現状で就労する上での困難性が分かりやすいように記載してください。

#### (4) 作業設備について

- ・ 作業設備とは、対象障害者の障害特性による課題を克服し、作業を容易にすることを目的として製造された視覚障害者用拡大読書器又は作業用車椅子等及び障害者の作業を容易にするために改造を加えた設備（運転装置に改造を加えた自動車等）をいいます。ただし、特定の障害を有する者であって新規に雇い入れる者については、明確に当該障害者のために製造又は改造されていない設備も支給対象とする場合もありますが、

その設備の整備を行わなければ対象障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると認められるものに限られます。

- ・ 就労する上での課題に対する配慮部分（改造部分）のみが支給対象となります。改造を加えた設備を申請する場合には、改造部分に係る費用が明確に分かるよう見積書（内訳）を提出してください。
- ・ 申請設備を対象障害者の業務でどのように使用するのか、使用頻度等も踏まえご説明ください。なお、同一の設備を複数整備する場合は、そのうちの1つのみが支給対象となります。

#### (5) 作業施設の賃借について

- ・ 対象障害者の障害特性による課題を克服し作業を容易にするために配慮された施設（作業を行う場所）を賃借する場合に支給対象となります。賃借施設に対する対象障害者の障害特性による就労上の課題に対する配慮事項について明確に説明してください。
- ・ 対象障害者の作業施設以外の目的で使用する施設（例えば、居住スペース、研修・訓練スペース、夜間・休日等に違う目的で使用する等）は対象となりません。また、原則として居住用建物を賃借する場合も対象となりません。
- ・ 対象障害者が作業を行わない施設や作業を行うための拠点となる施設（例えば、営業職の事務所や清掃業務を行う場合の事務所、在宅勤務者の住居）は作業施設となりません。
- ・ 同一事業主において第1種作業施設設置等助成金又は障害者福祉施設設置等助成金の支給を受けて改修等を行う施設について賃借する場合は対象となりません。

#### (6) 支給対象とならない費用について

作業施設等の設計または工事等を申請事業主自らが実施する場合、支給対象となりません。工事の一部又は設備の取付費用の一部等、部分的に実施した場合も同様ですのでご注意ください。

#### (7) 検査済証の提出の取り扱いについて

支給対象施設等が既存建物への改修の場合は、既存建物が建築基準法に適合した施設等であることの確認のため、検査済証の提出をお願いしています。建築確認申請を必要とする建物で、検査済証を取得していない建物の改修は、支給対象となりませんのでご注意ください。また、検査済証を紛失した場合は、提出できない理由と一級建築士の証明書等をもって検査済証に代えることができます。別添参考様式の項目を全て記載の上、ご提出ください。

### 3 事前着手申出書について

第1種作業施設設置等助成金で支給対象となる作業施設等の設置・整備は、原則として、受給資格の認定後に着手（購入、工事等の発注・契約、支払）しなければなりません。認定申請書に「事前着手申出書」を併せて提出した

場合には、認定申請書受理日以降に申請事業主の責任において着手することができます。なお、事前着手の可否の通知は行いません。

#### 4 その他

- (1) 過去に「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」又は「障害者作業施設設置等助成金」を受給した実績のある場合は、事業計画書にその旨記載してください。また、各都道府県労働局が取扱っている「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を受給した場合でも同様にその旨記載してください。

なお、過去に「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を受給した事業主に対しては障害者を雇用する事業所の設置に係る助成については措置済であることから、原則「障害者作業施設設置等助成金」の対象にはなりません。個々の障害特性に応じて緊急の対応が必要と認められる場合には対象となることがあります。

また、過去に「障害者作業施設設置等助成金」を受給した事業主であって、対象障害者が離職し、補充がない場合には一定期間「障害者作業施設設置等助成金」を受給することはできません。

- (2) 就労継続支援事業・就労移行支援事業を行う事業主からの申請について

- ・ 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスを行う事業所からの申請において、当該事業を行うために本来必要な施設・設備の設置・整備の申請は認められません。

また、事業計画書に障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスを行っている旨を記載するとともに、サービスの種類（A型・B型・移行支援型等）、定員及び主たる対象者（利用者）が明記された都道府県知事からの指定書（写）等の提出をお願いします。なお、当該助成金はA型、B型及び移行支援型の利用者は対象障害者となりません。

都道府県からの指定を受ける予定の場合も、同様にその旨を記載してください。

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者等で障害者相談支援事業等を行う事業所からの申請において、相談支援事業の指定を受けた対象者（利用者）の障害の種類・程度等によっては、申請内容が当該事業を行うために本来必要な施設・設備の設置・整備であると判断され、支給対象とならない場合があります。

- (3) 特例子会社からの申請について

特例子会社は、その認可において障害者のための施設を要件としていることから、特例子会社及びその事務所の設立のための施設設備等については、支給対象としません。ただし、設立から期間が経過し、対象障害者のために新たな措置等が必要となり、当該措置が本助成金の要件に合致する場合は支給対象となる場合があります。

(4) 事業の継続性に係る確認について 申請額が1,000万円以上の場合又は新規設立事業所であって対象障害者数10人以上をもって申請する際は、事業計画書(1-2)の提出をしていただき、収益計画等により事業の継続性があるか審査しております。認定申請にあたっては、事業計画(1)又は事業計画書(1-2)のどちらを提出すべきか確認のうえ、記載漏れ等がないように提出してください。また、第2種作業施設設置等助成金で事業計画書(1-2)により申請する場合は、施設・設備の賃借に係る内容について記載する欄がありませんので、事業計画(1)の「3 設置、整備の対象又は関係する建物等の概要」の「(2) 施設・設備の賃借(住宅手当に係る住宅を除きます。)に係る内容」を別途追加提出してください。

なお、就労継続支援事業を行う事業主からの申請で、事業計画書(1-2)の収益計画を作成する場合には、訓練等給付金は事業収入となりませんのでご留意願います。

## **障害者作業施設設置等助成金 留意事項（参考1）**

障害者作業施設設置等助成金の施設の設置等の申請における審査に当たり、審査の標準例としている点について申請件数の多い事例を以下のとおり参考までにお示しします。

※以下の事例は、参考例であり審査に当たっては、個々の状況を踏まえて総合的に判断します。ただし、スロープの勾配については以下に示す基準を満たすこととします。

### 1 トイレの改修について

#### (1) 車椅子対応の場合

ブースの大きさは、1,700×1,700（mm）以上、  
出入口の有効幅は、850（mm）以上、  
扉は、自閉式・ハンガー片引戸・折れ戸・アコーディオンドア等とする。

#### (2) 和式から洋式の場合

ブースの大きさは、内開の場合は900×1,350（mm）以上、  
外開の場合は900×1,200（mm）以上が望ましい。

### 2 スロープの設置について

車椅子用スロープの勾配は 1/12（高さが16cm以下の場合は、1/8）以下とする。

### 3 手すりの設置について

室内手すりは木質集成材等、階段に手すりを設置する場合は、両側に取り付けるのが望ましいが、片側の場合は降りる時の利き手側に設ける。

階段の踊り場はフラットとし、段差を設けない。

## 障害者作業施設設置等助成金 留意事項（参考2）

助成金の対象となる工事については、改修前及び改修後の正確な図面により認定の可否及び支給対象金額の算定を行います。そのため、図面については、改修内容や寸法、仕上げ表、衛生器具等が記載されているものを提出してください。

また、全ての図面に以下の内容を記載ください。

①図面名、②図面作成日、③図面作成者名（新築工事の場合は、設計事務所名・印、登録番号、管理者名・印）、④縮尺、⑤各種寸法

### 【認定申請時】

以下に参考例としてトイレ改修における平面図をお示しします。

なお、工事内容に応じて必要図面は異なります。（たとえば、この参考事例では手すりの設置、建具の改修を行うため、立面図、展開図（建具表記載）のご提出が必要になります。）詳細については、「障害者助成金受給資格認定申請書（1）整理カード」にて確認してください。

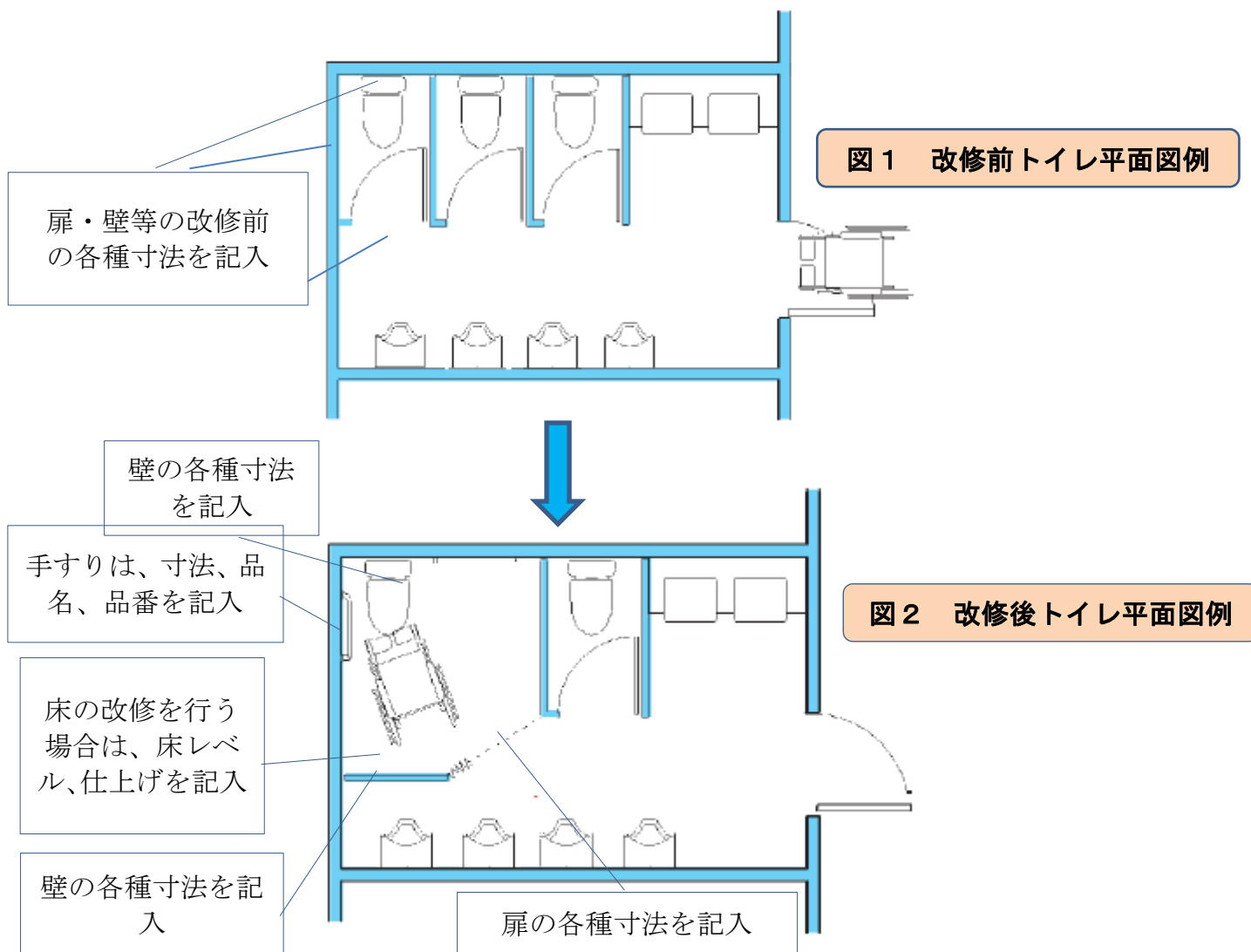
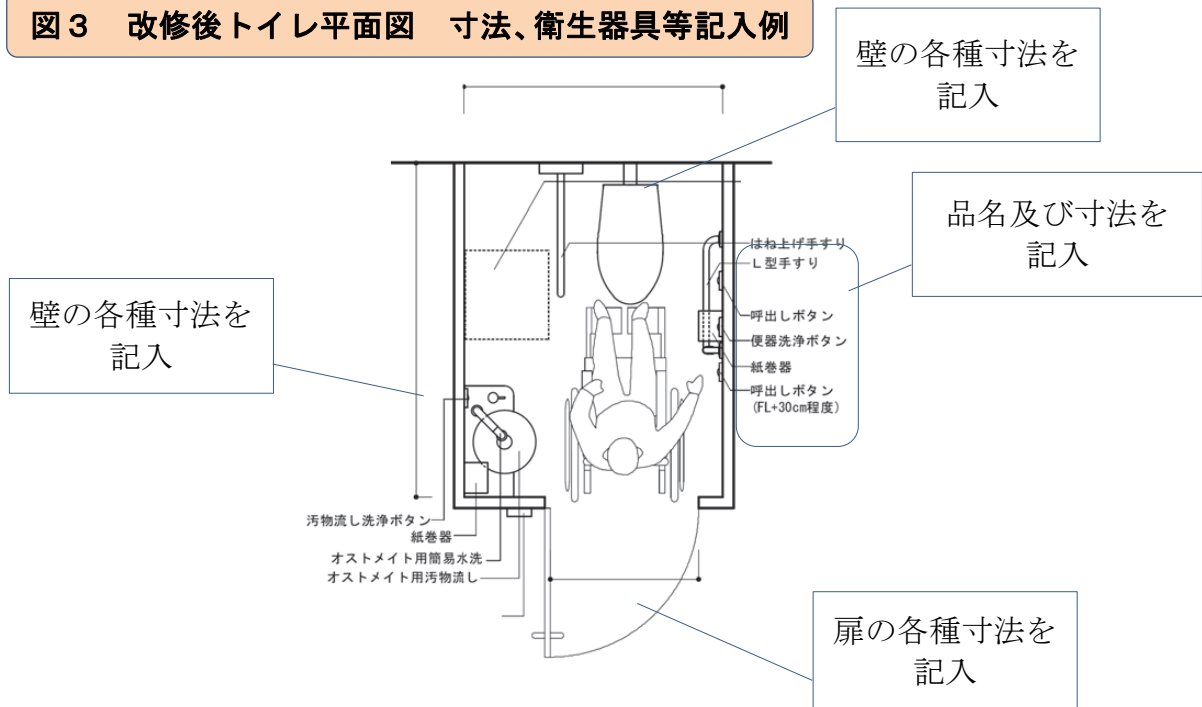


図3 改修後トイレ平面図 寸法、衛生器具等記入例



図面には以下の「仕上表」及び「衛生器具一覧表」を記載ください。

仕 上 表		
	改 修 前	改 修 後
床		
巾木		
壁		
天井		

衛生器具一覧表		
品 名	品 番	ヶ所数

【支給請求時】

支給請求時に添付いただく「竣工図面」については、認定申請書添付の図面に対する竣工図であるとしていますので、工事内容に応じて必要図面は異なります。たとえば、この参考事例における竣工図として必要な図面は以下のとおりです。

なお、図面名の前には必ず「竣工図」と記載ください。

- ・竣工図 改修前トイレ平面図  
※改修前トイレ平面図も「竣工図」の一部として提出いただく必要があるため、必ず「竣工図」の記載をお願いします。
- ・竣工図 トイレ平面図
- ・竣工図 トイレ立面図
- ・竣工図 トイレ展開図

詳細については、「障害者助成金支給請求書（1）整理カード」にてご確認ください。

<図版引用（図1～図2）> 平成27年版障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 2015年

<図版引用（図3）> 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準（概要）国土交通省、2007年



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
理事長殿

報告書

1. 既存建物が建築基準法に定める建築基準関係規定に適合している旨の証明  
(例) 以下の建物が建築基準法に定める建築基準関係規定に適合していることを証明します。  
【所在地】 ○○○○  
【建築物の名称】 ○○株式会社 △△社屋
2. 改修工事内容
3. 上記2. の改修工事の影響、改修工事内容が既存建物の構造的に問題ないという所見

以上、報告いたします。

年 月 日  
所属（建築事務所名、所在地等）  
一級建築士 登録番号○○○号  
氏 名 印